

「日韓消費者法・高齢者法国際セミナー」の開催にあたって（日韓消費者法・高齢者法国際セミナー）

著者	宮下 修一
雑誌名	静岡法務雑誌
巻	7
ページ	59-62
発行年	2015-04-15
出版者	静岡大学法科大学院
URL	http://doi.org/10.14945/00008638

■ 日韓消費者法・高齢者法国際セミナー ■

「日韓消費者法・高齢者法国際セミナー」の開催にあたって

宮 下 修 一

1. わが国における消費者関連法改正へ向けた動き

民法の債権法部分を中心とした改正（以下、「債権法改正」という。）をめぐる議論は、2009（平成21）年10月28日の法務大臣による「民法（債権関係）の改正に関する諮問第88号」を受けて、同年11月24日に第1回が開催された法制審議会民法（債権関係）部会（以下、「債権関係部会」という。）において5年以上にわたって紆余曲折を経ながら進められてきた。最終的には、2015年（平成27）年2月24日に開催された法制審議会総会において「民法（債権関係）の改正に関する要綱」が採択され、上川陽子法務大臣に答申がなされたことにより⁽¹⁾、法案化の前段階においては一応の帰結をみることになった。

上記の議論の過程に目を向けると、平成23年4月12日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」の段階では、現行の消費者契約法上の契約取消権や不当条項の無効に関する規定について民法の中に取り込むことが検討されていた⁽²⁾。しかしながら、平成25年2月26日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の段階では、上記のように消費者契約法の内容を民法の中に取り込むという方針は放棄された⁽³⁾。

このような状況を受けて、民法改正をめぐる議論の動向を見守って足踏み状態が続いていた消費者関連法の改正へ向けた議論が近時加速度的に進行している。

例えば、消費者契約法については、2014（平成26年）3月から9月にかけて消費者庁に設置された「消費者契約法の運用状況に関する検討会」において同法の改正に向

(1) 2015（平成27）年2月24日に開催された法制審議会総会の議論状況と、そこで採択された「民法（債権関係）の改正に関する要綱」については、法務省のホームページ（アドレス：<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi03500025.html>〔2015年2月28日現在〕）を参照。

(2) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』（商事法務、2011年）。特に、247～250頁および253～261頁参照。

(3) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務、2013年）。

けた論点整理が図られた⁽⁴⁾。それを受けて、同年11月から、消費者委員会に設置された「消費者契約法専門調査会」において全面的な改正へ向けた具体的な議論が行われている⁽⁵⁾。

さらに、特定商取引法（特定商取引に関する法律）についても、2015（平成27）年1月に同じく消費者委員会に設置された「特定商取引法専門調査会」において改正へ向けた議論が始まっている⁽⁶⁾。

2. アジアにおける消費者法の国際比較研究の重要性

1で述べたわが国における消費者関連法改正の動きは、国際的な法改正の動向にも一定の影響を受けている。もっとも、その中で大きなウェイトを占めているのは欧米の改正動向であり、他の国々の改正動向には——もちろん、適宜参照にはしているように見受けられるものの——それほど大きなウェイトは置かれていないように思われる⁽⁷⁾。

しかし、経済の面では、日本とアジアの他の地域との関係はますます強まってきており、アジア地域における取引のグローバル化は、加速度的に進行している。そのような状況をふまえれば、いずれはアジア域内における国際的な消費者紛争が多発し、そのための統一的な解決を図るための国際的な法制度の整備へ向けた必要性が高まってきているということができよう。

そこで筆者の宮下は、2011（平成23）年に「アジア消費者法研究会」を立ち上げて、自らが研究代表者となる形で科学研究費助成事業による助成を受けながら、中国・台

(4) 「消費者契約法の運用状況に関する検討会」における議論状況と最終の報告書については、消費者庁のホームページ（アドレス：<http://www.caa.go.jp/planning/kentoukai.html>〔2015（平成27）年2月28日現在〕）を参照。同検討会には、筆者も委員の一人として参加した。

(5) 「消費者契約法専門調査会」における議論状況については、消費者委員会のホームページ（アドレス：<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/index.html>〔2015（平成27）年2月28日現在〕）を参照。

(6) 「特定商取引法専門調査会」における議論状況については、消費者委員会のホームページ（アドレス：<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/tokusho/index.html>〔2015（平成27）年2月28日現在〕）を参照。

(7) 民法（債権法）改正については、比較法的な紹介・検討を行った文献は枚挙に暇がないが、近時の代表的な文献として、法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』（別冊N B L No.146）（商事法務，2014年）を参照。また、消費者契約法や特定商取引法については、例えば、中田邦博＝鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・公告規制法の動向と日本法』（日本評論社，2011年）を参照。

湾（中華民国）・韓国・タイを対象として消費者法，とりわけ消費者契約解消法制の統一へ向けて，各国の法整備状況に関するヒアリング調査を各国で実施した。その中で，各国において，特に議論が進んでいるクーリング・オフについて比較検討を行うことにした。

まず，クーリング・オフについて従来は十分な制度を有していなかったものの近時整備が進みつつある中国につき，2012（平成24）年9月22日に静岡大学において「中国法特別講演会」を開催し，法整備の状況に精通した中国人民大学法学院の姚海放副教授を招聘して「中国における消費者撤回権と実際の動向」と題するご講演をいただいた⁽⁸⁾。

また，消費者にかなり有利な形でクーリング・オフの規定が用意されてきたが，やや行きすぎた消費者保護を是正するための修正が検討されている台湾の状況については，消費者保護処，また台湾大学の王澤鑑名誉教授および詹森林教授へのヒアリング調査をもとにした論説を，研究代表者の宮下が2014（平成26）年に公表している⁽⁹⁾。

3. 「日韓消費者法・高齢者法国際セミナー」の開催について

2012（平成24）年2月に，研究代表者の宮下と連携研究者である学習院大学法学部の岡孝教授は，韓国での消費者契約解消法制の立法・運用状況を探るため，ソウルを訪れ，仁荷大学校法学専門大学院の朴仁煥教授，亜洲大学校法学専門大学院の尹泰永副教授と面会して意見交換を行った。その際，韓国においてもっともクーリング・オフについて詳しい専門家として韓国消費者院の金聖天・前任研究委員をご紹介いただいた。

そこでぜひともわが国において研究が手薄な韓国におけるクーリング・オフ法制とその運用状況を紹介すべく，尹副教授に連絡・調整をお願いし，金前任研究委員を招聘して国際セミナーを開催することを企画した。その際，韓国においてクーリング・オフ法制が強化されている背景を探るべく，朴教授・尹副教授も招聘し，高齢者の被害が増加しているという事情をふまえつつ，消費者法を取り巻く現状についてもご講演いただくこととした。

その後，日程調整を進めた結果，2014（平成26）年11月24日（月・祝）の13:00か

(8) 具体的な内容については，姚海放（朱暉訳）「中国における消費者撤回権と実際の動向」静岡法務雑誌5号（2013年）47～62頁。なお，講演会の様子や各国におけるヒアリング調査の状況については，宮下修一「アジアにおける消費者撤回権の比較法的研究の意義——姚海放副教授の論文の解題を兼ねて」同誌同号37～45頁を参照。

(9) 宮下修一「アジアにおける消費者撤回権制度の比較法的研究——台湾におけるヒアリング調査から」名古屋大学法政論集255号（2014年）883～910頁。

ら18:00まで5時間にわたって、静岡労政会館第1研修室（静岡県勤労者総合会館4階）において、国内の研究者・実務家などにも参加を呼びかけ、アジア消費者法研究会の主催、静岡大学法科大学院の共催で「日韓消費者法・高齢者法国際セミナー」を開催する運びとなった。

以下に掲載される金先任研究委員、尹副教授、朴教授の論文は、いずれも上記のセミナーにおける講演の内容をもとにしたものである。いずれの論文も、韓国における消費者法の現状を知るうえでは必読の文献であり、わが国における消費者関連法の改正の動きにとっても大いに参考になるものといえよう。

最後に、本当にお忙しい中、無理に時間を作って来日し、非常に貴重なご講演をいただいた金先任研究委員、尹副教授、朴教授に、この場を借りて深甚なる謝意を表する次第である。

【追記】 本稿および以下に掲載される原稿は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金〔基盤研究（C）〕）「アジアにおける消費者契約解消法制の比較法的研究——日・中・韓・台湾・タイを中心に」（課題番号23530092）の研究成果の一部である。